

2008年（平成20年）11月7日

## 海外留学あっせん業者に対する適切な法的規制を求める意見書

兵庫県弁護士会

会長 正木靖子

### 第1 意見の趣旨

海外留学あっせん業者に対して、消費者保護の見地から、以下のような法的規制を行うべきである。

#### 1 営業保証金制度の創設等

海外留学あっせん業者は、登録がなければ営むことができないとともに、営業開始にあたっては、営業保証金を供託しなければならないものとし、海外留学あっせん業者と取引をした消費者は、その取引によって生じた債権に関し、営業保証金から弁済を受ける権利を有するとの制度（営業保証金制度）を創設するべきである。また、留学先へ納付する学費等を海外留学あっせん業者が消費者から預かることを禁止するか、あるいは預かり金についての分別管理を義務づけるべきである。

#### 2 契約書面交付義務とクーリング・オフ制度の創設

海外留学あっせん業者が、消費者と契約を締結したときは、その提供するサービスの内容を具体的に記載した契約書面を交付しなければならないものとするとともに、当該契約書面が交付されたときから8日間は、消費者は海外留学あっせん業者との間の契約をクーリング・オフにより解消することができるとの制度を創設するべきである。

### 第2 意見の理由

- 1 大手の海外留学あっせん業者である株式会社ゲートウェイ21は、平成20年10月1日、東京地方裁判所に破産を申し立てたが、報道によると、留学予定者約1300人の前払い金約9億5000万円が返還されないおそれがある

り、また、既に留学した約1000人のうち、現地法人に留学費用が支払われていない利用者は留学中止となる可能性があるとされている。

- 2 このような大規模な消費者被害が生じた原因としては、海外留学あっせん業者に対する法的規制が不十分であることが挙げられる。すなわち、現行法上、海外留学あっせん業者が、海外での宿泊施設や海外への運送機関を手配することを業としている場合には、その限度において旅行業法の適用があるものの、海外の学校への入学手続の代行や学費支払の代行等の海外留学あっせん業者の中心的業務については、行政上の法的規制はいっさいなされていない。

しかも、株式会社ゲートウェイ21は、第3種旅行者として旅行業法に基づく登録をしていたが、実際には、第3種旅行者の資格では営むことができない海外への募集型企画旅行を行っていた疑いがあり、旅行業法による規制も実効的に行われているとは言えない状況がうかがわれる。

- 3 海外留学が隆盛となっている現状において、今後、株式会社ゲートウェイ21の場合と同様の消費者被害を生じさせないようにするためには、海外留学あっせん業者の倒産の場合に消費者を保護する仕組みが必要である。

旅行業法は、海外留学あっせん業の隣接業種とも言うべき旅行業について、業者の倒産に備えて消費者を保護するため、「営業保証金」制度及び「弁済業務保証金」制度を設けている。旅行者は、宿泊・運送のサービスについて代理・媒介・取り次ぎ等を行う事業を営んでいるにすぎないにもかかわらず、開業にあたっては登録と営業保証金の供託等を義務付けられているのである。海外留学は、単なる旅行の場合よりも格段に消費者が費やす費用と時間が大きいことを考えると、海外留学あっせん業者については、旅行者と同様に、登録制度と営業保証金制度が創設される必要があると言える。

また、株式会社ゲートウェイ21は、学費や滞在費に充てるために消費者から預かった金銭を、自社経費の支払等の目的に流用していたため、多額の消費者被害が生じたものであり、海外留学あっせん業者がこのような預かり金をすること自体を禁止するか、あるいは、消費者からの預かり金については海外留学あっせん業者の固有財産と分別して管理することを義務づけ、業者の破綻の場合にも消費者に対する返還が可能となる制度が設けられる必要がある。

- 4 独立行政法人国民生活センターの報告書「増加する『留学等斡旋サービス』

トラブル」や公正取引委員会の「短期の語学留学等の表示に関する実態調査報告書」で指摘されているとおり、海外留学あっせん業者については、契約勧誘段階における広告・説明等の不十分さや契約内容の不明確さ、あるいはこれらに起因する解約トラブル等が頻発している。

契約内容を一義的に明瞭にして、消費者が容易に理解することができるよう、契約書面の交付を海外留学あっせん業者に義務づけるとともに、契約金額が高額にのぼり、不慣れな海外留学に関する取引を行う消費者は、業者に比べて、情報の質と量及び交渉力に著しく劣っていることに鑑みると、クーリング・オフ制度を導入することが必要である。クーリング・オフ期間については、国内における外国語教室の受講契約においてさえ、特定継続的役務提供として特定商取引法により8日間のクーリング・オフ期間が確保されていることを考えると、少なくとも8日間は必要であろう。

- 5 消費者被害を防止するためには、海外留学あっせん業者に対し、以上のような実効的な法的規制を行う必要があると考えられるので、本意見書を提出する次第である。

以 上